

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	県民協働課	整理番号	6-1-6
処分の種類	認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人に対する認定の取消し			
根拠法令条例等・条項	特定非営利活動促進法第67条第1項第1号、第2号、第3号及び第67条第2項、第2項			
処分の概要	認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人に対する認定の取消し			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>(1) 特定非営利活動促進法第67条第1項第1号に該当する場合 未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>(2) (1)以外の場合 未設定(事案ごとの裁量が大きいため)</p>			
基準の制定根拠	—			